

平成20年第3回邑楽町議会定例会議事日程第4号

平成20年9月22日（月曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 発議第1号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 2 発議第2号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 3 発議第3号 邑楽町財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 第 4 議員派遣の件
- 第 5 閉会中の継続調査について
- 第 6 請願・陳情
- 第 7 発議第4号 社会保障関係費の2, 200億円削減方針の撤回を求める意見書提出について

○出席議員（14名）

1番	田部井 健 二 議員	3番	小 沢 泰 治 議員
5番	山 田 晶 子 議員	6番	岩 崎 律 夫 議員
7番	加 藤 和 久 議員	9番	小 島 幸 典 議員
10番	立 沢 稔 夫 議員	11番	小 倉 修 議員
12番	横 山 英 雄 議員	13番	本 間 恵 治 議員
14番	細 谷 博 之 議員	15番	相 場 一 夫 議員
16番	石 井 悦 雄 議員	17番	大 野 栄 議員

○欠席議員（1名）

2番 黒 川 洋 子 議員

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
川 田 定 昭	教 育 長
堀 井 隆	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
中 村 紀 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
岡 村 静 代	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
石 井 貞 男	都 市 計 画 課 長
増 尾 隆 男	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
飯 塚 勝 一	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長
沼 田 正 美	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長
金 子 重 雄	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開議の宣告

○横山英雄議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時01分 開議]

◎日程第1 発議第1号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第1、発議第1号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

本間恵治議員。

[13番 本間恵治議員登壇]

○13番 本間恵治議員 発議第1号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本年4月、庁舎建設室が廃止となったことに伴い、条例第2条中の当該部分を削除することにより、総務・文教常任委員会の所管課について改正を行うものであります。

よろしくご決定くださりますようお願いいたします。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第1号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○横山英雄議長 起立全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 発議第2号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則

○横山英雄議長 日程第2、発議第2号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

本間議員。

〔13番 本間恵治議員登壇〕

○13番 本間恵治議員 発議第2号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができるとの規定が定められました。提案の会議規則の一部改正は、地方自治法の改正規定に従い、会議規則に規定することにより、全員協議会を正規の議会活動と位置づけるものであります。

この一部改正を行うことにより、公務災害補償の対象等が拡大されることとなりますので、よろしくご決定くださるようお願いいたします。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第2号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 発議第3号 邑楽町財政調整基金条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第3、発議第3号 邑楽町財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

立沢稔夫議員。

〔10番 立沢稔夫議員登壇〕

○10番 立沢稔夫議員 発議第3号 邑楽町財政調整基金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現在地方自治体の財政状況は大変厳しい状況になっており、邑楽町もその例外ではないと思います。平成19年度の決算状況等を見ますと、本町の財政状況は健全であると言えますが、一方財政調整基金の残高は近隣町村と比較して潤沢であるとは言えない状況にあります。今後町の町民の財産である財政調整基金の取り扱い、特に処分においては慎重に行うべきと考えます。今回の改正は、条例第6条第1号に、「この場合において、あらかじめ議会と協議を行うものとする。」と文言を加えることにより、その処分をより慎重で適正なものにしようとするものであります。

趣旨をご理解の上、よろしく決定くださるようお願いをいたします。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第3号 邑楽町財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議員派遣の件

○横山英雄議長 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第119条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎日程第5 閉会中の継続調査について

○横山英雄議長 日程第5、閉会中の継続調査について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎日程第6 請願・陳情

○横山英雄議長 日程第6、請願・陳情を議題とします。

委員長から報告を願います。

小島厚生・環境常任委員長。

〔小島幸典厚生・環境常任委員長登壇〕

○小島幸典厚生・環境常任委員長 厚生・環境常任委員会に付託された請願等について、審査結果を報告します。

請願第1号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める請願につきましては、引き続き検討を要するということから、継続審査と決まりました。

次に、陳情第1号 社会保障関係費の2、200億円削減方針の撤回を求める意見書採択についての陳情につきましては、要望内容を妥当と認め、採択と決定しました。

以上、報告いたします。

○横山英雄議長 請願第1号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、請願第1号は閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は閉会中の継続審査と決定しました。

次に、陳情第1号 社会保障関係費の2、200億円削減方針の撤回を求める意見書採択についての陳情について委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより陳情第1号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより陳情第1号 社会保障関係費の2, 200億円削減方針の撤回を求める意見書採択についての陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情は委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第7 発議第4号 社会保障関係費の2, 200億円削減方針の撤回を求める意見書提出について

○横山英雄議長 日程第7、発議第4号 社会保障関係費の2, 200億円削減方針の撤回を求める意見書提出について議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小島幸典議員。

〔9番 小島幸典議員登壇〕

○9番 小島幸典議員 発議第4号について提案理由を申し上げます。

各議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか関係機関に対しまして社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求める意見書を提出するものであります。

朗読をもって提案理由とさせていただきます。

地域における医師不足をはじめとして、医療、介護、福祉などの社会的セーフティネット機能が著しく弱体化している。非正規労働の拡大は、生活保護基準以下で働く、いわゆるワーキングプア層をつくり出し、社会保険や雇用保険に加入できないなど、住民の生活不安は確実に広がっている。

そのような中で、7月29日に閣議了解された「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、社会保障関係費予算を2,200億円抑制することが示された。これでは、地域の医療体制や介護人材確保は深刻な事態に陥りかねない。不安定雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担金の削減は、雇用社会の基盤を揺るがしかねない。

よって邑楽町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太の方針2006）で打ち出された社会保障関係費を毎年2,200億円削減する方針を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上のとおり意見書を提出するものです。よろしくご決定くださるようお願いいたします。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第4号 社会保障関係費の2, 200億円削減方針の撤回を求める意見書提出について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎町長のあいさつ

○横山英雄議長 以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 9月定例議会閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつをさせていただきます。

去る9月10日より開会されました定例議会、本日まで13日間の長きにわたり審議をいただきました。この間、教育委員会を初めとする人事案件、平成20年度補正予算、平成19年度一般会計及び各特別会計決算認定についてご審議をいただきました。いずれも原案どおり同意可決、認定をいただきましたことにつきまして、心から御礼を申し上げます。

また、会期中の審議におきまして、議員各位よりご意見、ご要望をいただきました。町政運営に反映できるよう努力をしてみたいと思っております。

議員各位には、今後とも町民福祉向上のためご助言、ご指導賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりまして一言の御礼のあいさつとさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○横山英雄議長 以上で平成20年第3回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

〔午前10時21分 閉会〕